

# 処遇改善加算について

## ●取得状況

- ・介護職員処遇改善加算 I
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I (2019.10～)

## ●職員への支給時期

介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
・6月、12月に一時金として支給 ・給与昇給分として支給	・6月、9月、12月、3月に一時金として支給

## ●職員への賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・新人介護職員の早期離職防止の為のエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有、タブレット端末の導入)による介護職員の事務負担軽減、利用者情報の蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等による業務省力化
- ・子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・介護職員が身体介護のみに専念できるよう、身体介護以外の業務を他職種が協働して行う